

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（平成31年4月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○及川 武様（花月町 213～215回） 15,000円

○短足おばさん様（北光） 31,410円

<故人が生前お世話になったため>

○能弾 久子様（春光町） 50,000円

○村岡 朝子様（留辺蘂町） 10,000円

○浦野 義和様（留辺蘂町） 30,000円

○船迫 富夫様（端野町） 30,000円

○和崎 典子様（留辺蘂町） 20,000円

○伊藤 静子様（留辺蘂町） 10,000円

○井林 康一様（留辺蘂町） 20,000円

※原 純様（清月町）

○野村 瑠璃子様（留辺蘂町） 20,000円

○小森 幸男様（端野町） 20,000円

○渡辺 善一様（留辺蘂町） 10,000円